「足立区いじめ防止基本方針」の改定（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

１　実施期間

令和８年９月１日（火）から令和８年９月３０日（水）

２　意見提出者数・意見件数３件（３名）

提出方法	人数
意見受付フォーム（オンライン申請）	２人
E メール	１人
合計	３人

３　意見の構成

大分類	大分類件数	小分類	小分類件数
本基本方針（案）の内容に関するご意見	１件	いじめ防止対策推進法の順守に関するご意見	１件
本基本方針（案）以外に関するご意見	３件	いじめアンケートについてのご意見	１件
		スマホに係るいじめに関するご意見	１件
		その他	１件
合計			４件

４　意見に対する区の考え方

別紙のとおり

別　紙

「足立区いじめ防止基本方針」改定案に対する区民等の意見の概要と区の考え方

いただいた意見を分類・要点整理しています。意見の全文は別紙「全文一覧」に掲載しています

No	意見の概要	区の考え方	全文一覧参照番号
本基本方針（案）の内容に関するご意見			
1	子が中学校でいじめを受けた際の対応が、いじめ防止対策推進法に則ったものではなかった。いじめ防止対策推進法どおりの対応をすると、基本方針に記載すべき。	児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、教職員に共有、対応するとともに、教育委員会へ事案を報告する必要があります。また、学校いじめ防止対策委員会において、組織的かつ迅速に調査し、対応していきます。こうしたルールについては、これまでも学校に共有されていましたが、徹底がなされていませんでした。 いじめ防止基本方針改定において、改めて上記のルールを明記するなど、「いじめ防止対策推進法」の通りの対応をして参ります。	1
本基本方針（案）以外に関するご意見			
2	いじめアンケートについて、「いいえにすればすぐ終わる」と考え、回答してしまう。文書や設問を変えてはどうか。	いじめアンケートについては、回答しても対応してもらえない、という気持ちから、正しい回答を選択しない児童生徒が一定数存在すると考えます。今回の改定に伴い、いじめの未然防止の取組に加え、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えることを明記しています。教員が確実にいじめの解消に向けた取組を実施することで、いじめアンケートへの児童生徒の信頼を高めてまいります。	2
3	スマホを持たない子がいじめられることがある。道徳の時間などで、その辺を考える授業をして欲しい。	小中学校の道徳の授業等において、人権教育の一環として、スマホを持たない子も含めて、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育んでいきます。	2

No	意見の概要	区の考え方	全文一覧参照番号
4	やり返される恐れのない人に集団で嫌がらせをする。故意に無視する等。人間関係の分断を招く。	新たな基本方針に基づき、このようないじめの防止に努めていきます。	3

「足立区いじめ防止基本方針」改定案に対する区民等の意見（全文）

個人を識別できたり、第三者の権利利益を損ねるおそれのある情報は、全部・一部を削除又は、概要のみを掲載しています

No	いただいた意見
1	子供が公立中でいじめにあった際に、学校に相談したら管理職がいじめ防止対策推進法に沿わない言動をし問題が長期化しました。管理職は「加害者がやっていないと言っているので、いじめはなかったと言えますね」と言っていました。 彼は、いじめ防止対策推進法の内容を知っていたのでしょうか？ その際いろいろ調べ区長メールをし教育委員会も対応に当たりましたが、いじめに関する区の法令や公立中のいじめに関する基本方針が守られていないと思いました。何度区長メールをしても教育委員会に丸投げで、区長からの一言もなく、管理職を「指導します」と教育委員会は言うばかり。区議に相談したら「重大事態にすることが目的ではなく前に進むことが大切だ」と、教委課長立ち会いの管理職からの謝罪の場で区議が言い、それをもとに足立区教育委員会は一年以上に及んだいじめが発端の不登校を重大事態にしませんでした。いじめ防止対策推進法にはそのような特例は書いてないはずです。 のちに足立区教育委員会に属する人が「重大事態になるのは欠席期間が 90 日では？」といじめ防止対策推進法を理解していない発言をしていました。 そして、情報開示して知るのですが、管理職の発言が実際に言ったことと違う文言で記載されていたり、こちらが止めてほしいと伝えたのに管理職と指導主事がしたことが記載されていなかったり事実と違う記録が残されている事が多々ありました。公立中の管理職や教育委員会の人達は公務員なので法を遵守するべきだし、職に就く際に宣誓をしているはずです。 いじめ防止基本方針の改訂がどのようなものになるかわかりませんが、まずは法令を遵守してほしいです。法も守れないのに基本方針の改訂も何もないと思います。これも教育委員会が見て公表するのか決めるのでしょうが、公表されなかったとしたら今まで通り都合の悪いことは隠して無かったことにされるのだろうと考えています。いじめ防止対策推進法の通りの対応をすると、基本方針に記載してください。

No	いただいた意見
2	小学生の子がいます。いじめチェックリストについて… 毎回同じ文章だからでしょうか。「はいはい、いいえにするやつね」と言って読まずにいいえに丸をしています。時には文章や、設問の仕方を変えてみてはいかがでしょうか。 またネット関係のいじめにも記載ありましたが… 中学１年生の姪は、クラス内ほぼ全員スマホをもってる（＝LINEID がある)。持ってない人は、個別で作ったグループライン内で悪口も…ということ、持っていない人が仲間外れになりがちとのこと。それは先生はしらないことなのだそうです。これは他の区のママからも聞いたら同様らしく、スマホがないとはぶられるそうで… 我が子がこれから中学にいくにあたり、スマホが無いといじめられるのかと思うと不安です。そこは学校ならでは発するいじめだと思います。道徳の時間などで、その辺も考える授業をしてほしい。大人の社会ではスマホがないことで仲間外れは発生しません。スマホを持つ、持たないも多様性のひとつでは?と思います。
3	ボクのアンチ＝いじめっ子です。やり返される恐れの無い人を集団で嫌がらせするので。主犯はそのいじめっ子の母親であることも。故意に無視する中傷する嫌がらせの走りダッシュと言っても人数が人数な上に人間関係の分断化、さらには自殺追い込みと悪質なやつです。